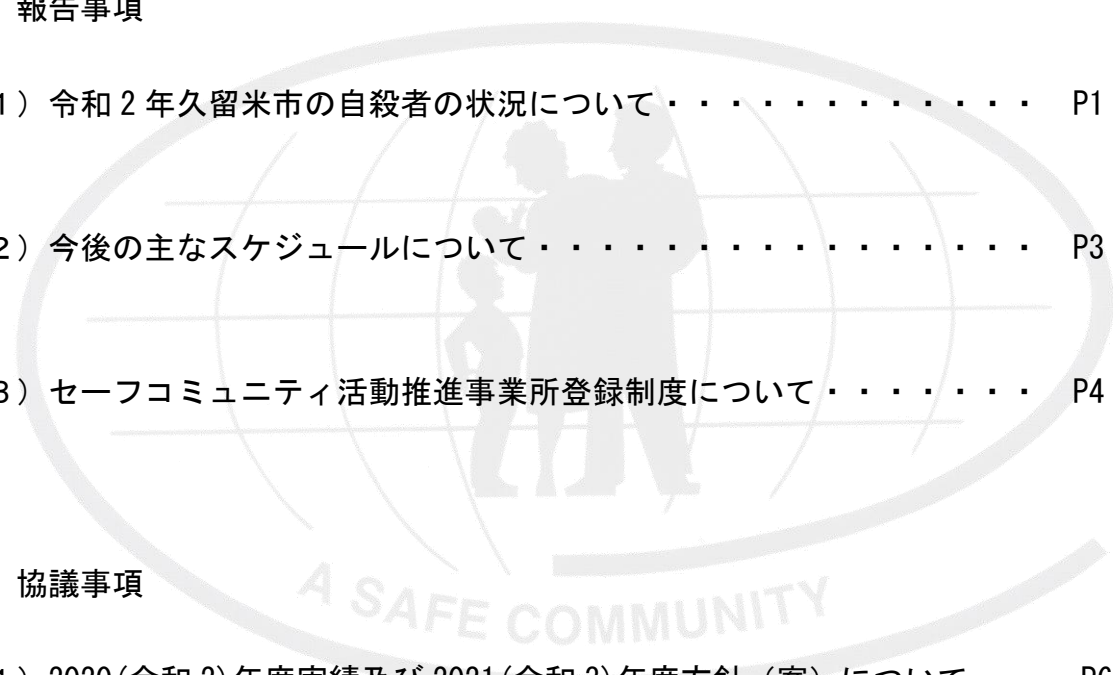


第25回（令和2年度第2回）
セーフコミュニティ 自殺予防対策委員会

《会 議 次 第》

日程：令和3年3月22日（月）～3月31日（水）

1. 報告事項

- 
- (1) 令和2年久留米市の自殺者の状況について・・・・・・・・・・ P1
- (2) 今後の主なスケジュールについて・・・・・・・・・・ P3
- (3) セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度について・・・・・・・・ P4

2. 協議事項

- (1) 2020(令和2)年度実績及び2021(令和3)年度方針（案）について・・・ P6
- (2) セーフコミュニティ実態調査及び市民意識調査について・・・・・・・・ P14

別添：令和3年度 市民意識調査・セーフコミュニティ実態調査（案）

セーフコミュニティ自殺予防対策委員会委員名簿

	団体等名称	役職	委員
1	久留米大学	学長	内村 直尚
2	一般社団法人久留米医師会	聖ルチア病院 院長	大治 太郎
3	久留米市民生委員児童委員協議会	南地区会長	別府 問人
4	久留米市校区まちづくり連絡協議会	荘島校区会長	寺崎 雅生
5	グリーンコープ生活再生相談室	部長	樋口 哲也
6	久留米広域消防本部	消防本部救急防災課 課長補佐	中村 慎一
7	(特非)依存症から市民を守る会	理事長	石井 清
8	(社福)久留米社会福祉協議会	地域福祉課 課長	漆原 数弥
9	久留米警察署	総務第二課 課長	吉富 睦子
10	久留米市協働推進部消費生活センター	所長	川口 とみ
11	久留米市健康福祉部生活支援第2課	課長	高田 善信
12	久留米市こども子育てサポートセンター	所長	清水 知子
13	久留米市商工労働部労政課	課長	眞子 克彦
14	久留米市教育部学校教育課	指導主幹	江頭 信人
15	久留米市健康福祉部保健所保健予防課	課長	石橋 真弥

事務局:健康福祉部保健所保健予防課

令和2年 自殺者の状況（確定値）

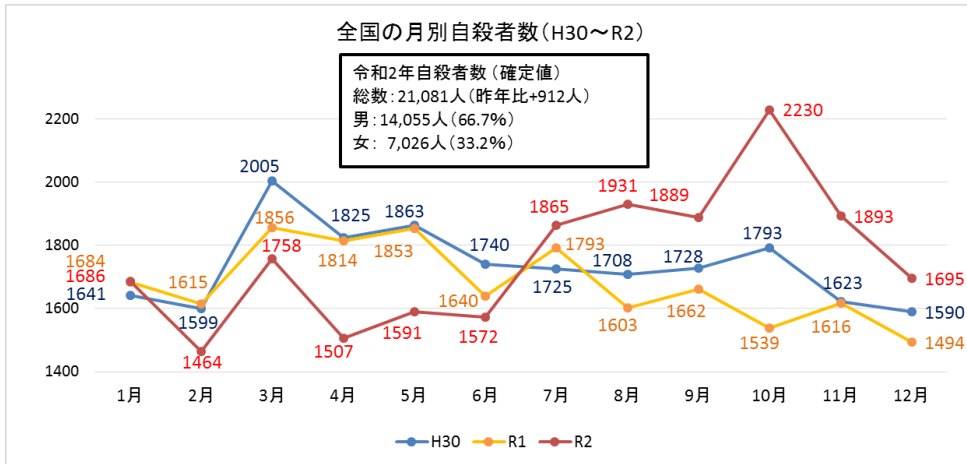
報告事項（1）

資料1

（出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料）

令和3年3月22日
久留米市保健所 保健予防課

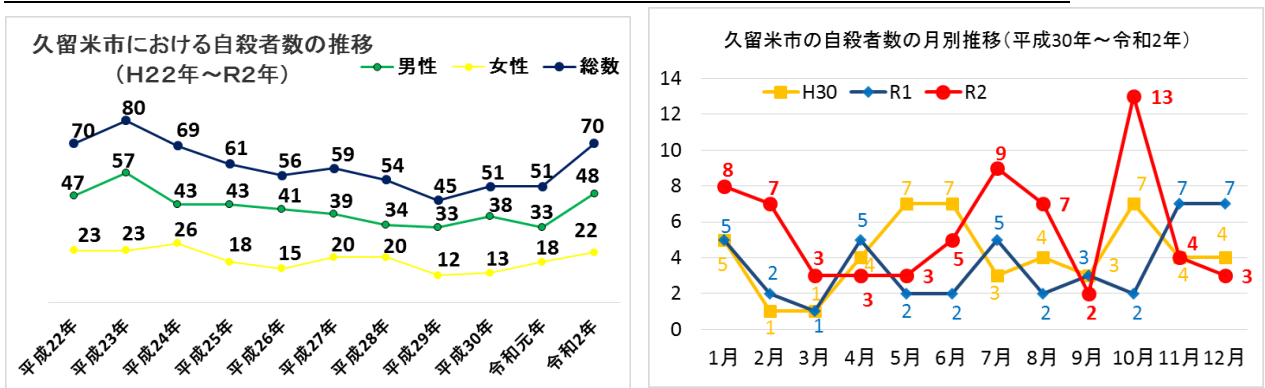
（1）全国の自殺者の状況（過去3カ年の月別推移）



令和2年の全国の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人（4.5%）増でした。男女別にみると、男女比は7:3と男性が多くなっていますが、対前年比で男性は23人（0.2%）減少に対し、女性は935人（15.4%）増加となっており、女性の自殺者数の増加が目立っています。

（2）久留米市の自殺者の状況

① 自殺者数の年次推移と過去3カ年の月別推移（月別推移は各年の暫定値で算出）

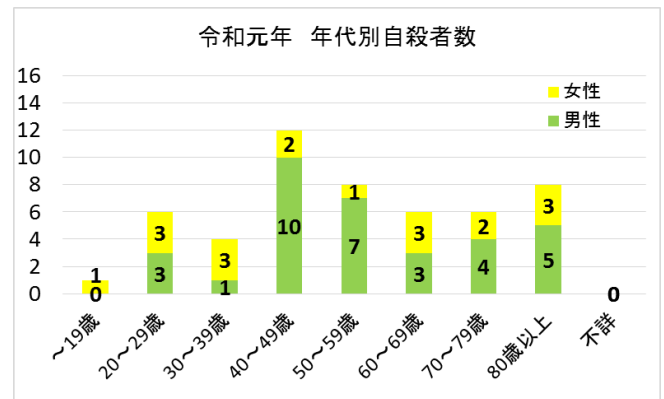
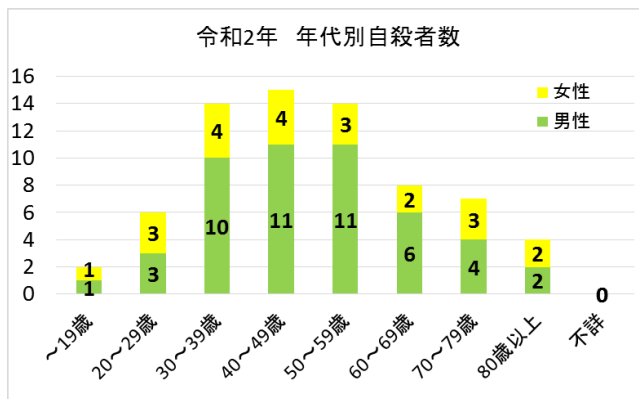


久留米市の自殺者数は近年50人前後で推移していましたが、令和2年は70人と対前年比19人（37%）増加となりました。

男女別に見ると、男性48人（前年比45.5%増）、女性22人（前年比22.2%増）と男女とも前年よりも増加しました。

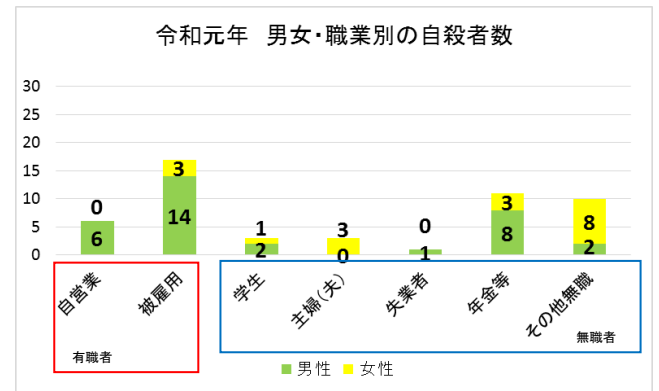
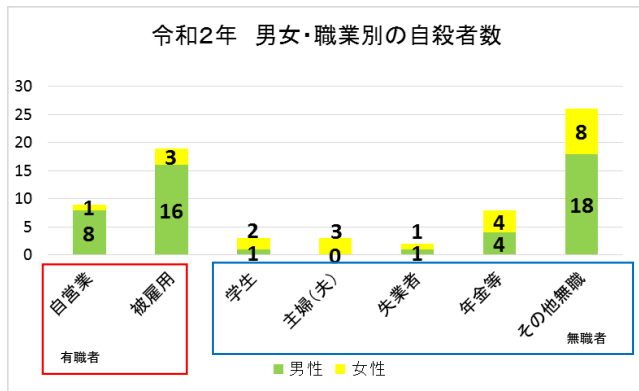
月別の動向は全国同様、緊急事態宣言発令前後であった4、5月は3人で推移していましたが、6月以降は増加に転じました。10月は、平成21年に市町村別の自殺者数が公表開始されてからは最多となる、13人となりました。

② 男女・年代別の自殺者数



令和2年の男女別の自殺者数は、男性48人（前年比45.5%増）、女性22人（前年比22.2%増）と男女とも前年より増加となりました。30～50歳代の男性で全体の46%を占めています。令和元年と比較すると、30歳代の男性が1人→10人と大幅な増加となっています。

③ 職業別の自殺者数

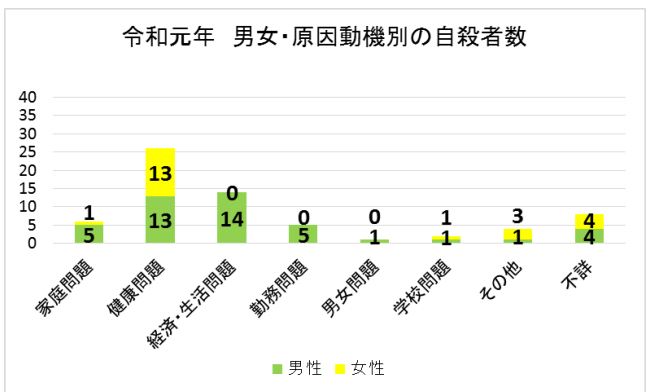
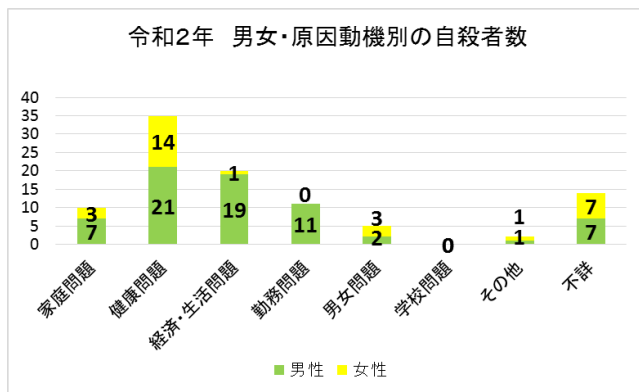


R2 (%)	自営業	被雇用者	学生・生徒	主婦(夫)	失業者	年金等	その他無職
総数	12.9	27.1	4.3	4.3	2.9	11.4	37.1
男性	16.7	33.3	2.1	0.0	2.1	8.3	37.5
女性	4.5	13.6	9.1	13.6	4.5	18.2	36.4

R1 (%)	自営業	被雇用者	学生・生徒	主婦(夫)	失業者	年金等	その他無職
総数	11.8	33.3	5.9	5.9	2.0	21.6	19.6
男性	18.2	42.4	6.1	0.0	3.0	24.2	6.1
女性	0.0	16.7	5.6	16.7	0.0	16.7	44.4

令和2年の職業別の自殺者数は、有職者が28人（40.0%）、無職者が42人（60.0%）となっています。令和元年と比較すると、無職者の割合が増えており、中でも、「その他無職」が10人→26人へ増加しています。

④ 原因・動機別の自殺者数



R2 (%)	家庭	健康	経済・生活	勤務	男女	学校	その他	不詳
総数	10.3	36.1	20.6	11.3	5.2	0.0	2.1	14.4
男性	10.3	30.9	27.9	16.2	2.9	0.0	1.5	10.3
女性	10.3	48.3	3.4	0.0	10.3	0.0	3.4	24.1

R1 (%)	家庭	健康	経済・生活	勤務	男女	学校	その他	不詳
総数	9.1	39.4	21.2	7.6	1.5	3.0	6.1	12.1
男性	11.4	29.5	31.8	11.4	2.3	2.3	2.3	9.1
女性	4.5	59.1	0.0	0.0	0.0	4.5	13.6	18.2

令和2年の原因・動機別の自殺者数は、健康問題が36%と最も多く、次いで経済・生活問題、勤務問題となっています。令和元年と比較すると、家庭問題や男女問題による自殺がやや増加しています。

セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度の再検討について

セーフコミュニティ活動指針事業所登録制度（以下「制度」と言います。）は令和2年10月頃から開始の予定でしたが、令和2年9月の久留米市議会総務常任委員会協議会でいただいたご意見を踏まえ、制度の開始を見送り、再検討を行うことといたしました。

1. 第19回久留米市セーフコミュニティ推進協議会での提案内容（別紙1）

各対策委員会での協議を経て、推進協議会に提案した内容は別紙（別紙1）のとおりです。

この制度をきっかけとして、より多くの事業所に、けがや事故を予防するというセーフコミュニティの考え方をご理解いただくため、「けがや事故の予防」に資する事業所の活動であれば、広く登録の対象としたいと考えており、登録対象とする事業所の活動について、特に制限を設けていませんでした。

2. 久留米市議会総務常任委員会協議会でのご意見

「けがや事故を予防するために法令で義務付けられた活動までも登録の対象とするのは、必ずしもセーフコミュニティの推進に繋がらないのではないか。」という趣旨のご意見をいただきました。

3. 制度の再検討について

登録対象となる活動に制限を設けない場合、例えば、法令を遵守した危険物の保管など、事業所として当然行うべき活動も登録の対象となります。

上記のご意見は、一部の法令を遵守しながらも、他の分野で安全安心の配慮に欠けるような事業所が登録されることも想定され、その場合、セーフコミュニティの正しい理解は広まらないとの懸念から出されたものです。

こうしたことを避けるため、「法令で義務付けられた活動を除く」という条件を付すことが考えられますが、事業所の安全安心に関わる法規制は数多く、事業所の規模によっても規制が異なるなど複雑な部分もあり、市に監督権限が無いものが多いため、審査が非常に困難となります。

久留米市としては、制度の登録をきっかけとして、事業所におけるセーフコミュニティの理解を深めていただきたいと考えていたところですが、ご意見を踏まえ、制度について再検討を行うことといたしました。

再検討にあたりましては、今後、各対策委員会の皆様と協議を行ってまいりたいと考えております。

セーフコミュニティ活動推進事業所登録制度（仮称）について

（案）

1. 事業の趣旨

市内でセーフコミュニティ活動に取り組む企業、団体、事業所等（以下「事業所」という。）を募集し、市と事業所が協働で安全安心なまちづくりに取り組むとともに、セーフコミュニティ活動が広く発信されることで、多くの市民への周知啓発を図る。

2. 実施主体

久留米市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）

3. 対象

久留米市内でセーフコミュニティ活動に取り組む事業所とする。

4. 取組対象となる活動

けがや事故を予防する活動で、事業所が行う次のいずれかに該当する活動

- （1）交通安全に関すること
- （2）子どもの安全に関すること
- （3）高齢者の安全に関すること
- （4）犯罪・暴力の予防に関すること
- （5）自殺予防に関すること
- （6）防災に関すること
- （7）その他安全安心に関すること

5. 事業内容

- （1）登録を希望する事業所は、申込書を協議会会長に提出する。協議会会長は、申込内容に不備がない場合、事業所として登録し、「登録証」と「ステッカー」を交付する。
- （2）協議会会長は、事業所と協力して、久留米市ホームページや SC 通信の掲載等により事業所の安全安心活動を PRするとともに、市民への周知を図る。
- （3）事業所は、協議会会長と協力して、ステッカーの貼付やチラシなどの印刷物に SC ロゴを表記する等により事業所の安全安心活動を PRするとともに、市民への周知を図る。

6. 取組期間

セーフコミュニティ国際認証期間満了まで

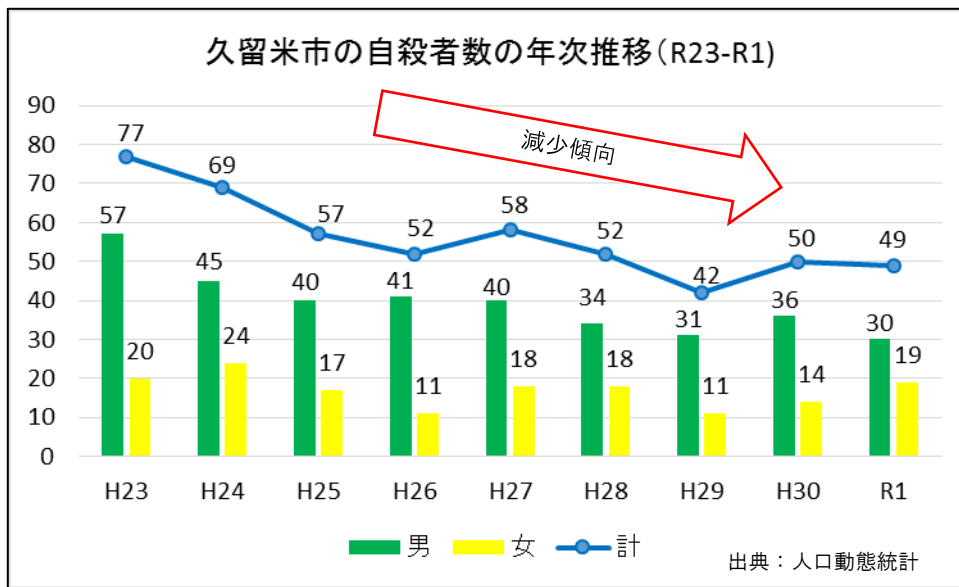
7. スケジュール

令和 2 年 4～6 月頃 対策委員会にて説明
令和 2 年 8 月頃 協議会にて説明
令和 2 年 10 月頃 事業開始

自殺予防対策委員会

重点取り組み項目	No	具体的施策名
自殺・うつ病の予防	7-①	自殺予防に関する普及啓発活動の実施
	7-②	かかりつけ医と精神科医の連携強化
	7-③	子ども・若者の自殺対策の推進
	7-④	民間団体と協働した相談の実施
	7-⑤	生活困窮者からの相談支援

ア. 成果〈数値で表せるもの〉



イ. 成果〈数値で表せないもの〉

ゲートキーパー・自殺予防の啓発活動の広がり

- ・地域におけるゲートキーパーや自殺予防の認識が深まった。市民団体等の活動も継続し、自主的な活動が行なわれている。
- ・児童・生徒向けに「SOSの出し方教育」を実施。SOSを受けとめる教職員への啓発を実施。

かかりつけ医・精神科医の顔の見える関係づくりとネットワークの強化

- ・「かかりつけ医と精神科医の連携システム（久留米方式）」として、認知が広がっている。

関係団体との連携強化

- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間等に、関係団体と連携した啓発活動等を行った。
- ・民生委員やまちづくり連絡協議会、老人クラブなどを通じて地域住民への声かけ運動を行った。

相談体制の充実

- ・様々な相談に対応でき、より多くの市民が相談しやすいよう相談窓口が充実した。

自殺対策の課題と目標を関係機関で共有

- ・自殺対策計画策定２年目であり、関係機関と課題や目標を共有し、自殺対策の方向性を確認した。

ウ. 2020年度の取り組みで最も成功した事例

子ども・若者の自殺対策

- ・「SOSの出し方教育」を16校で実施。専門のプログラムやノウハウを持つ民間団体と連携し実施した。事業後のアンケートでも児童・生徒や教職員より肯定的な意見が多く聞かれた。
- ・長期休校明けに時期に、児童・生徒、保護者、教職員向けにそれぞれ啓発チラシ・カードを配布。

関係機関と連携した普及啓発活動

- ・コロナ禍による影響で直接的な啓発に制限があった中、関係団体と連携してポスター貼付や啓発物の窓口設置等の啓発活動等を行った。
- ・民生委員やまちづくり連絡協議会、老人クラブなどを通じて地域住民への声かけ運動を実施。

かかりつけ医と精神科医の連携強化

- ・毎年開催している研修会は新型コロナウイルス感染拡大により、DVDを配布して教材学習に切り替えて実施。コロナ禍におけるメンタルヘルスについての認識を深めた。

エ. 2020年度で最も積極的に取り組んだ活動

コロナ禍における自殺対策

- ・新型コロナウイルス感染拡大による社会情勢の変化に伴う自殺者数の増加を懸念し、5月の緊急事態宣言解除後より従来の自殺対策に加えて、休校明けの小中高生と保護者・教職員への啓発、働く人へのこころのケアの啓発チラシの配布などを関係機関と連携して取り組んだ。

「くるめ“いのちを守る”プロジェクト」

- ・10月の自殺者数増加を受け、市民からのメッセージの発信、庁内の関係課や地域団体と連携した声かけ運動、SOSの出し方教育の追加実施、こころの相談カフェの増設などを実施した。

オ. 分野横断的に行っていること

関係機関等と連携した活動

- ・司法書士会やハローワークと連携した相談会、民間団体へ相談窓口の委託。
- ・生活自立支援センター相談窓口での、様々な関係機関と連携した対応。
- ・関係機関と連携した啓発活動、ゲートキーパー研修等の実施。
- ・SOSの出し方教育の民間団体への委託。

カ. 今後の方向性や取り組みを進める上での課題

コロナ禍における自殺対策

- ・コロナ禍による経済・生活面への影響の長期化が懸念される。引き続き社会情勢の動向と自殺者数の推移を注視してタイムリーでかつニーズにあった自殺対策を展開する。

中高年男性への取組

- ・中高年男性が相談しやすい体制を構築していく。また、職域団体等と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みを進める必要がある。

ゲートキーパー・自殺予防に関する知識の浸透

- ・正しい知識を持つ市民の増加、ゲートキーパーの認知度上昇。

支援体制の充実

- ・適切な医療や支援を受けられる体制の整備。
- ・地域の相談体制の更なる充実。
- ・関係機関相互の連携した相談支援。

子ども・若者の自殺対策の推進

- ・自殺が死因の第1位である、子ども・若者へ向けた自殺対策の推進

自殺予防対策委員会

具体的施策		2021 年度取り組み方針
7-①	自殺予防に関する普及啓発活動の実施	<p>ゲートキーパーや自殺予防の知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来実施している、ゲートキーパーや自殺予防の知識の啓発に加えて、コロナによるこころのケアの啓発を継続して実施する。 <p>各団体と連携した普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間や自殺対策強化月間などの機会を捉えて、各団体や委員と連携し普及啓発活動に取り組む。また、庁内の関係部署や民生委員・まちづくり連絡協議会などの地域団体と連携して普及啓発に取り組む。
7-②	かかりつけ医と精神科医の連携強化	<p>かかりつけ医・精神科医の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医から精神科医へ紹介された患者の実態把握及び研修会等の継続実施を行う。 研修会の開催にあたっては、医師会事業との連携を行いながら、更なる連携を図っていく。
7-③	子ども・若者の自殺対策の推進	<p>SOS の出し方教育</p> <ul style="list-style-type: none"> SOS の出し方教育を実施し、SOS が出せるよう支援すること及び、教職員など周囲が SOS を受け止めることができるよう啓発を行う。 <p>子ども・保護者へ向けた啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 「はなそうカード」や「結らいいん啓発カード」など相談先等を掲載した啓発物を作成し、SOS の出し方教育実施校をはじめ、学校関係を中心に配布し、相談先の啓発を行う。 長期休暇前後に、保護者や生徒へ向けて、相談先やサインなどの情報提供を行う。 <p>若年層への自殺対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学などの教育機関、職域団体へアプローチを行い、ストレスチェックや相談先の周知など啓発を行う。
7-④	民間団体と協働した相談の実施	<p>ハローワーク相談会</p> <p>特に自殺者の多い30～50代の働き盛り世代やコロナ禍の影響を受けやすい無職者層へ向けて、悩みのある人が訪れる場所の一つであるハローワークにおいて、雇用、労働条件、借金問題などの悩みやそれらに起因する心の健康問題について相談会を継続して実施する。</p> <p>こころの相談カフェ</p> <p>市民にとって身近な場所で、臨床心理士等の専門のカウンセラーに相談できる場として相談窓口を継続して開設。</p>
7-⑤	生活困窮者からの相談支援	<p>引き続き、相談者を必要な制度につなぎながら、伴走して支援を行い、困りごとの軽減につなげていく。コロナ禍の状況を注視し、相談者の状況に応じて、住居確保給付金などの給付制度や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度などを適切に案内する。</p>

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、活動自粛や生活の変化によるこころの不調、不況による経済・生活問題などに起因した自殺者の増加が引き続き懸念されています。新型コロナウイルスに関連したこころのケアや自殺対策、生活困窮者への支援など、必要な対策を進めていきます。

自殺予防対策委員会

【自殺・うつ病の予防】7-① 自殺予防に関する普及啓発活動の実施

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代の中で、死亡原因の1位は「自殺」である 自殺者数は減少傾向ではあるが、依然として多く、約70%が男性である 																			
	主観的課題	働き盛りの男性が、悩みを相談できずに自殺に至る傾向がある																			
目標	市民一人ひとりの気づきと見守りを促す																				
内容	<p>身近な人の変化に気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の啓発を行い人材の育成を図るとともに、相談窓口等の周知を行う。</p> <p>関係機関が自殺対策連絡協議会を通じて、自殺の現状と各団体での自殺対策取組みを共有し、啓発活動に取り組む。</p>																				
対象者	市民、民生委員等の地域組織、理容師、タクシー協会																				
実施者	市、自殺対策連絡協議会やセーフコミュニティ自殺予防対策委員会の委員																				
対策委員会の関わり	<p>対策委員会での意見を基に、啓発物の作成・改訂を行っている。</p> <p>自殺対策連絡協議会には、自殺予防対策委員会の委員も入っており、積極的な意見や提案により、他団体の意識向上につながっている。</p>																				
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○ 実績</p> <p>【ゲートキーパーの啓発実績】</p> <p>啓発回数 85回 啓発人数 2,836人 ※令和3年1月31日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>・地域組織団体</td> <td>67回</td> <td>1036人</td> </tr> <tr> <td>・かかりつけ医</td> <td>1回</td> <td>1000人 (資料配布)</td> </tr> <tr> <td>・市職員</td> <td>1回</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>・生徒・教職員</td> <td>11回</td> <td>727人</td> </tr> <tr> <td>・その他出前講座等</td> <td>5回</td> <td>38人</td> </tr> </table> <p>【関係機関等への啓発物の配布実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策委員会・連絡協議会：61機関・2,562部 (自殺予防週間) ・関係機関：492機関・10,434部 (窓口一覧、事業紹介等の啓発物) <p>※ 2020年度より対策委員会・連絡協議会以外の関係機関への啓発物配布を含める。</p> <p>【自殺対策連絡協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面協議にて1回開催、47団体参加、80%の意識変化 <p>【市民のいのち支えるメッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長・市議会議長はじめ、市民からの「ともに生きよう」と伝えるメッセージ動画を掲載。 <p>○ 改善した点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な啓発の機会が激減したが、関係機関を通じて民生委員や老人クラブ、まちづくり連合会などへの啓発や高齢者向けカードの配布を実施し、一斉声かけ運動を展開した。 ・コロナによるこころのケア啓発チラシを作成し、15,000部を関係機関や労働者へ配布。 						・地域組織団体	67回	1036人	・かかりつけ医	1回	1000人 (資料配布)	・市職員	1回	33人	・生徒・教職員	11回	727人	・その他出前講座等	5回	38人
・地域組織団体	67回	1036人																			
・かかりつけ医	1回	1000人 (資料配布)																			
・市職員	1回	33人																			
・生徒・教職員	11回	727人																			
・その他出前講座等	5回	38人																			
2021年度の方針及び課題等	引き続き、社会情勢に合わせた啓発を継続的に行うことにより、ゲートキーパーや相談窓口などの自殺予防に関する知識を浸透させていく。																				
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020														
活動指標	①ゲートキーパー啓発回数、人数	回	67	46	68	68	85														
		人	2294	2336	2413	3327	2836														
活動指標	②啓発協力団体数 (配布箇所)、配布部数	団体	未実施	59	59	61	集計中														
		部数	未実施	179	2309	2684	集計中														
【短期】認識・知識	参加者の意識変化[参加者アンケート] 「ゲートキーパーについて理解できた」と回答した人の割合	%	未集計	87.7%	94.1%	92.0%	集計中														
【中期】態度・行動	市民からのうつ・自殺に関する相談件数 [精神保健相談]	相談者	154	131	96	90	集計中														
		関係機関	29	46	54	56	集計中														
【長期】状況	①自殺者数[人口動態統計]	人	52	42	50	49	—														
	②自損行為による救急出動数と死亡数 [救急搬送データ]	出動数	116	107	101	103	—														
		死亡数	32	28	26	32	—														




【自殺・うつ病の予防】 7ー② かかりつけ医と精神科医の連携強化

課題	客観的課題	・自殺者数は減少傾向ではあるが、依然として多く、約70%が男性である ・自殺既遂者は、精神科既往歴の割合が低い					
	主観的課題	・うつや自殺に対する不安を感じる人が少ない ・働き盛りの男性が、悩みを相談できずに自殺に至る傾向がある					
目標	適切な医療を受けられる体制づくり						
内容	内科等のかかりつけ医と精神科医が連携を強化することにより、うつ病の早期発見、早期治療のみならず医療連携体制の整備及び地域支援ネットワークの構築を図る。						
対象者	内科等のかかりつけ医、精神科医、産業医など						
実施者	医師会、市						
対策委員会の関わり	かかりつけ医・精神科医連携研修検討会には自殺予防対策委員会の委員も入っており、積極的な意見や提案がなされている。						
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○ 実績</p> <p>【研修会の実施】 開催回数：1回（筑後地区一円の8医師会共催） 配布部数：1,000部 （内容）DVD研修「～“Withコロナ”のメンタルヘルス～うつとアルコール問題」 筑後8医師会や保健所、大学等に研修教材を計1,000部配布</p> <p><参加者アンケート> 「研修前と比べて理解が深まったか」との項目に対して、「とても」「まあまあ」と回答した人が98%であり、研修会の理解度は高かった。</p> <p>【かかりつけ医・精神科医連携件数】 令和元年：1,500件 平成22年度からの累計：10,975件 （久留米方式として全国的に認知されている）</p> <p>○ 改善した点等</p> <p>・今年度は従来の集合形式での研修が実施できず、医師会の主催にてかかりつけ医や精神科医へDVDや教材を配布し、コロナ禍でのメンタルヘルス対策に関する知識の共有を図った。</p>						
2021年度の方針及び課題等	<p>かかりつけ医から精神科医へ紹介された患者の実態把握及び研修会等の継続実施を行う。研修会の開催にあたっては、医師会事業との連携を行いながら、更なる連携を図っていく。 ※新型コロナウイルスの感染拡大により、研修会の中止・変更の場合あり</p>						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	かかりつけ医うつ病アプローチ研修の開催回数、受講者数	回	2	2	2	2	1
		人	307	260	357	397	1000
【短期】認識・知識	参加者の意識変化[参加者アンケート] 「本日の研修会におけるテーマについて、研修前と比べて理解が深まりましたか。」	1(%)	未集計	93.3	96	99.1	98.5
		2(%)		98	98.7	99.0	
【中期】態度・行動	①うつ病を疑い精神科医に紹介した件数	件	1257	1363	1519	1500	集計中
	②うつ病と診断された人の人数と割合 [うつ病アプローチ研修集計]	人	475	395	480	368	集計中
		%	37.8	28.9	31.6	24.5	集計中
【長期】状況	①自殺者数[人口動態統計]	人	52	42	50	49	—
	②自損行為による救急出動数と死亡数[救急搬送データ]	件	116	107	101	103	—
		件	32	28	26	32	—



【自殺・うつ病の予防】7-③ 子ども・若者の自殺対策の推進

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・39歳以下で、死亡原因の1位は「自殺」である ・自殺に至る要因は複数あり、複雑に絡み合っている 						
	主観的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者が悩みや不安を相談しない傾向にある 						
目標	39歳以下の若年層の自殺を防ぐ							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・SOSの出し方教育 児童・生徒が自己肯定感を高め、将来起きるかもしれない危機的状況に備えて、SOSが出せるよう支援すること及び周囲がSOSを受け止めることができるよう啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者への啓発 ストレスへの対応や相談先を周知・啓発し、セルフケアや相談行動へつなげる。							
対象者	39歳以下の一般市民							
実施者	市							
対策委員会の関わり	啓発物の設置など広報周知							
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○ 実績</p> <p>【SOSの出し方教育】※令和3年1月31日現在、実施校は予定を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校：16校（生徒・教職員向け10校、生徒向けのみ4校、教職員向けのみ2校） ・受講生徒：654人、受講教職員：73人 ・アンケート：授業の理解度は80%以上が理解できたと回答。「自分は大切な存在だと思う」と80%以上が回答した。また、「悩みを誰かに話そうと思う」との回答は、授業前は40%であったが、授業後は70%以上の回答があった。 <p>【子ども・若者への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休校明けの自殺対策啓発（市立小・中学校、高等学校）6月～9月に実施 学校教育課と連携し、保護者向けチラシ26,000枚、教職員向け1,600枚、児童・生徒向け啓発カード18,700枚を配布した。また、民生委員や児童委員へも啓発カード配布。 <ul style="list-style-type: none"> ・大学等と連携した普及・啓発 市内2大学の学生ポータルにてこころのケア・相談先の周知・啓発、市内4教育機関にてストレスケアに関するパネルを展示 <div style="text-align: right;">  </div> <p>○ 改善した点等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月の休校措置明け時期の子どもの自殺リスク上昇を懸念し、児童・生徒、保護者、教職員向けにそれぞれ啓発を実施。 ・また10月の自殺者増を受け、SOSの出し方教育の実施校を拡大。 							
2021年度の方針及び課題等	SOSの出し方教育は学校教育課と連携し、中学校を中心に生徒向け授業と教職員向けガイダンスを引き続き展開する。児童・生徒、教職員、保護者と対象別に分けた啓発を行う。大学などの教育機関との連携を図り、若年層への啓発を展開する。							
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020	
活動指標	①SOSの出し方教育実施校、参加者数	校	—	—	1	5	8	
		人	—	—	120	819	727	
	②子ども・若者関連啓発物配布数	部	—	—	120	4597	46300	
【短期】認識・知識	参加者の意識変化[参加者アンケート] 「授業・研修について理解できた」と回答した人の割合	%	—	—	93.4	90.6	集計中	
【中期】態度・行動	①39歳以下に関する精神保健相談	件	446	347	278	229	集計中	
	②小中高生に関する相談 <small>（こころのサポートセンター）</small> 結らいいん（小中高生から）の相談	件	—	125	324	267	集計中	
		件	—	—	7	44	集計中	
【長期】状況	①20歳未満の自殺死亡率		1.70	15.40	3.42	0	—	
	②20～30歳代の自殺死亡率		8.44	7.18	7.20	5.96	—	

【自殺・うつ病の予防】7-④ 民間団体と協働した相談の実施

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代の中で、死亡原因の1位は「自殺」である 自殺に至る要因は複数あり、複雑に絡み合っている 					
	主観的課題	働き盛りの男性が誰にも相談できずに自殺に至る					
目標	民間団体との連携を強化する取り組み						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク相談会 勤務問題や経済生活問題を抱える方が訪れる場所の一つであるハローワークにおいて、自殺の要因となりうる、借金、多重債務、損害賠償などの社会問題や、それらの問題から発生する心の問題に対応するため、司法書士・保健師等による相談会を実施する。 こころの相談カフェ 悩みを抱え込む前に気楽に相談できるよう、市民に身近な場所で、臨床心理士等のカウンセラーによる対面相談を実施する。(2016年8月～岩田屋久留米店開設、2017年4月～久留米市立中央図書館増設、2019年4月～平日の窓口を市民活動サポートセンター移設) 						
対象者	一般市民						
実施者	民間団体、市						
対策委員会の関わり	相談の開催などの広報周知						
2020年度の実績 及び 改善した点等	<p>○ 実績</p> <p>【ハローワーク相談会】 全3回実施 計5件(延べ5人) (内訳:9月:3件、12月:2件、3月: 件)</p> <p>【こころの相談カフェの開催】 ※令和3年1月31日現在 全54回 106件(延べ106人) (内訳) ※4～6月は電話相談で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動サポートセンター: <ul style="list-style-type: none"> 第3以外の火曜日:14:00～17:00(30回・67件) 第3火曜日:17:30～20:30(9回・11件) 久留米市立中央図書館: <ul style="list-style-type: none"> 毎月第3日曜日・偶数月第1日曜日:13:00～16:00(15回・28件) <p>○ 改善した点等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こころの相談カフェ」について、予約の多い平日夜間と日曜日の相談窓口を増設。 (平日日中開設分を変更)10月の自殺者増を受け、12月～3月の窓口開設日を増設。 						
2021年度の方針 及び 課題等	<p>(ハローワーク相談会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に自殺者の多い30～50代の働き盛り世代や、コロナ禍の影響を受けやすい無職者層を中心とした相談会を継続する。 <p>(こころの相談カフェ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な職種の労働者が相談しやすいよう、平日夜間の相談窓口を火曜日から水曜日に変更し、3つの曜日で相談窓口を月1回以上開設する。 						
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020
活動指標	①ハローワーク相談会の開催回数・参加人数	回	4	4	4	3	3
		人	22	19	14	13	5
	②こころの相談カフェの開催回数・参加人数	回	34	61	68	63	54
		人	125	217	215	187	106
【短期】認識・知識	参加者の意識の変化[参加者アンケート] カフェ利用者がポジティブな変化があったと回答した割合	%	未集計	76.5	71.4	83.3	集計中
【中期】態度・行動	市民からのうつ・自殺に関する相談件数 [精神保健相談]	相談者	154	131	96	90	集計中
		関係機関	29	46	54	56	集計中
【長期】状況	①自殺者数[人口動態統計]	人	52	42	50	49	—
	②自損行為による救急出動数と死亡数 [救急搬送データ]	件	116	107	101	103	—
件		32	28	26	32	—	



【自殺・うつ病の予防】 7-⑤ 生活困窮者からの相談支援

課題	客観的課題	<ul style="list-style-type: none"> 自殺の要因となる経済的な問題や家庭の悩み、精神的な病気などを抱えている相談者が多い 相談者の中には、過去自殺未遂歴をもつ者やこれまでに自殺企図、希死念慮をもつ相談者もあり、自殺企図・希死念慮を課題にもつ相談者アセスメント上の分類では3%程度であるが、相談する中で「死にたい程に苦しい」等の言動まで含むとさらに増える 						
	主観的課題	自己肯定感が低い人、社会的に孤立している人も非常に多い						
目標	相談のつなぎ元となる入口や、また多様な出口の支援のために連携先を増やす							
内容	生活に困りごとを抱えている相談者に伴走しながら支援を行い、困りごとのひとつひとつを解決に向けてともに相談していく。またつなげる連携先・制度等があれば伴走しながら、しかるべき支援につないでいく。							
対象者	生活に困りごとを抱えている一般市民							
実施者	久留米市生活自立支援センター（担当課：生活支援第2課）							
対策委員会の関わり	<ul style="list-style-type: none"> 久留米市庁舎内外に案内リーフレット配布 高齢（地域包括支援センター）部門、障害部門との相互連携 ハローワーク他の就労支援機関等との相互連携 自殺予防対策委員会にて、生活自立支援センターの相談状況を報告、評価検討している。 							
2020年度の実績及び改善した点等	<p>○ 実績（R2.12月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規相談受付件数 2,241件 プラン作成件数 654件 就労支援対象者数 286件 就労・増収者数 31人 <p>※プラン作成以下の件数について、新型コロナウイルス感染症の経済影響を受け、相談窓口が混雑している。その負担軽減のため、厚生労働省よりプラン作成の最低基準が緩和され、プラン作成以下の実績件数が例年に比べ少ない。</p> <p>○ 改善した点等</p> <p>新型コロナウイルス感染症による経済影響もあり困窮者支援が課題となっており、例年より社会福祉協議会での貸付制度や住居確保給付金をはじめとした各種給付制度と連携し、各窓口と連携して相談支援を行うことができた。</p>							
2021年度の方針及び課題等	引き続き、相談者を必要な制度につなぎながら、伴走して支援を行い、困りごとの軽減につなげていく。コロナ禍の状況を注視し、相談者の状況に応じて、住居確保給付金などの給付制度や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度などを適切に案内する。							
指標	内容	単位	2016	2017	2018	2019	2020	
活動指標	新規相談受付件数	件	845	887	1020	1131	2241	
【短期】認識・知識	うち関係機関等から繋がった件数 [支援入りロデータ]	件	375	396	421	446	424	
【中期】態度・行動	自立相談支援事業における支援計画策定数及び支援終結件数 [支援プランデータ]	計画	475	513	659	793	654	
		件	141	190	223	367	31	
【長期】状況	自殺者数[人口動態統計]	人	52	42	50	49	—	
	自損行為による救急出動数と死亡数 [救急搬送データ]	件	116	107	101	103	—	
		件	32	28	26	32	—	

セーフコミュニティ実態調査及び市民意識調査について

「セーフコミュニティ実態調査」及び「市民意識調査」は、平成 23 年度から 3 年毎に実施してきたが、認証期間に合わせて今回から 5 年毎の実施に変更するものである。

SC では、5 年間の中で、けがや事故に関する実態や取組の成果に基づき、必要に応じ重点分野や重点項目を見直していくことが求められている。見直しに関する検討は、認証 4 年目の事前指導に先駆け、認証 3 年目に着手する必要がある、調査は認証 2 年目に実施することが望ましい。

なお、今回の調査は、昨年実施予定の調査を、コロナ禍の影響を考慮し、順延したものである。

(案)

	市民意識調査	セーフコミュニティ実態調査
調査目的	市民意識の動向と多様な市民ニーズ把握し、今後の市の施策・事業の検討等に活用するもの。年度毎に調査テーマは異なる。SC では、SC 認知度など安全安心全般に関する内容を問う。	SC の具体的施策の根拠やその成果指標等の最新データとして収集し、重点分野や重点項目等の検証・見直しに活用する。
調査サイクル	<p>Timeline: H23, H24, H25, H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, R5, R6, R7, R8, R9, R10. Survey years are marked with green boxes: H23, H26, H29, R3, R7. A blue arrow points from R2 to R3, indicating a delay.</p>	
調査地域	久留米市内全域	久留米市内全域
調査対象者	市内在住の 18 歳以上の者 5, 000 人	市内在住の 15 歳以上の者 2, 500 人
調査方法	住民基本台帳からの無作為抽出 郵送調査	住民基本台帳からの無作為抽出 郵送調査
調査時期	令和 3 年 7～8 月頃	令和 3 年 5～6 月頃
調査主体	広聴・相談課	安全安心推進課

調査のポイント

(1) 市民意識調査

セーフコミュニティの認知度やけがや事故、犯罪、災害など安全安心に関する不安感についてなど

(2) セーフコミュニティ実態調査

- ① 交通安全 反射材の認知度、運転する時の不安感、運転免許証の返納についてなど
- ② 児童虐待防止 児童虐待に関する認知度、防止策、子育てに関する相談先についてなど
- ③ 学校安全 教育委員会で様々な調査があるため、調査項目なし
- ④ 高齢者の安全 ヒートショック対策、高齢者虐待に関する認知度についてなど
- ⑤ 防犯 犯罪に関する不安感、地域の防犯活動についてなど
- ⑥ DV 防止 DV に関する認知度、防止策についてなど
- ⑦ 自殺予防 心の病に関する相談先、自殺未遂の経験についてなど
- ⑧ 防災 災害の危険性、避難情報、避難行動要支援者名簿の認知度についてなど
- ⑨ その他 けがの状況、安全安心の取組についてなど

8 「自殺予防」について (SC実態調査より抜粋)

問 28. あなたは、「自殺」についてどう思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。(A～E それぞれ○はひとつ)

	そう思う	ややそう 思う	ややそう 思わない	そう思わ ない	わからな い
(A) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである	1	2	3	4	5
(B) 自殺せずに生きていれば良いことがある	1	2	3	4	5
(C) 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている	1	2	3	4	5
(D) 責任を取って自殺することは仕方がない	1	2	3	4	5
(E) 自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である	1	2	3	4	5

問 29. あなたは、もし、ご自身が**こころの病**を感じたとき、どの専門窓口を利用したいと思いますか。(○はひとつ)

1. かかりつけ医の医療機関 (精神科や心療内科等を除く)
2. 精神科や心療内科等の医療機関
3. 保健所等の公的機関の相談窓口
4. いのちの電話等民間機関の相談窓口
5. その他 ()
6. 利用しない

問 29 で「6」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 30 へお進みください。

問 29-1. あなたが、医療機関や相談窓口を利用しない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. お金がかかることは避けたい
2. 精神的な悩みを話すことに抵抗がある
3. 時間の都合がつかない
4. どの窓口を利用したらいいかわからない
5. 過去に利用して、嫌な思いをしたことがある
6. 根本的な問題解決にはならない
7. **こころの病**は特別な人がかかる病気なので、自分には関係ない
8. 治療をしなくても、ほとんどのこころの病は自然に治ると思う
9. その他 ()

問 30. あなたは、家族や知人の**こころの病**を知ったとき、医療機関や相談窓口へ行くことを勧めますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1. 精神科医の受診を勧める | 2. 内科等のかかりつけ医の受診を勧める |
| 3. 相談窓口を勧める | 4. 勧めない |
| 5. わからない | |

問 31. あなたは、これまでの人生の中で、自殺したいと思った又は自殺未遂の経験がありますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 自殺未遂の経験がある | 2. 自殺したいと思ったことがある |
| 3. 自殺したいと思ったことがない | |

問 31 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。「3」と回答された方は、問 32 へお進みください。

問 31-1. あなたが、自殺したいと思った原因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 家庭に関する事 | 2. 健康に関する事 |
| 3. 経済的な問題に関する事 | 4. 勤務に関する事 |
| 5. 恋愛や結婚に関する事 | 6. 学校に関する事 |
| 7. その他 () | |

問 31 で、「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 32 へお進みください。

問 31-2. あなたが、自殺を思いとどまった要因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や友人、同僚などの身近な人に悩みを聞いてもらった
2. 医師やカウンセラーなどの心の健康に関する専門家に相談した
3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員など悩みの元となる分野の専門家に相談した
4. 自殺しようと思った原因が解決した
5. 自殺対策のチラシやポスターを見た
6. できるだけ休養をとるようにした
7. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるようにした
8. その他 ()
9. 特に何もしなかった

問 32. あなたは、「ゲートキーパー」について知っていますか。(○はひとつ)

1. ゲートキーパー研修を受けたことがあり、知っている
2. 名称を聞いたことがあり、研修を受講したいと思う
3. 名称を聞いたことがあるが、研修を受講したいとは思わない
4. 名称を聞いたことはないが、研修を受講したいと思う
4. 名称を聞いたことはなく、研修を受講したいとも思わない
5. 名称を聞いたことはなく、何かよくわからない

* 「ゲートキーパー」とは、自殺に関することを正しく理解し、自殺の恐れがある人のサインに気付いて、声をかけ相手の話に耳を傾け、適切な専門家につなぎ、見守りをする人のこと。

令和3年度 市民意識調査〈セーフコミュニティ〉(案)

別添

問1. あなたは、久留米市が、セーフコミュニティ国際認証を取得して「安全安心のまちづくり」に取り組んでいることを知っていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 取り組んでいることを知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない

*「セーフコミュニティ」とは、WHO（世界保健機関）が推奨する国際認証で、「けがや事故の予防」に重点を置き、地域社会全体で進める安全安心なまちづくりの取り組みや、それを行う地域のこと。

久留米市は平成25年12月21日にセーフコミュニティ国際認証を取得。平成30年12月に再認証取得。

問2. あなたは、「安全安心のまちづくり」を市と地域の皆さんがともに協力しあって進めていくことが必要だと思いますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそう思わない 5. そう思わない

問3. あなたは、「くるめ見守りネットワーク」について知っていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

1. 内容まで知っている 2. 言葉は聞いたことがある 3. 知らない

*「くるめ見守りネットワーク」とは、市民の皆さんや協力事業者が高齢者などのお住まいの異変に気付いたときに、「くるめ見守りほっとライン(毎日24時間受付)」に連絡してもらい、市が安否確認などを行う仕組みのこと。

問4 (A). あなたは、お住まいの地域で、けがや事故、犯罪、災害にあうかもしれない不安を感じますか。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

	不安を感じる	やや不安を感じる	あまり不安を感じない	不安を感じない
(ア) けがや事故	1.	2.	3.	4.
(イ) 犯罪	1.	2.	3.	4.
(ウ) 災害	1.	2.	3.	4.

(B). この3年くらいの間で不安感は変化しましたか。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

	安心感が高まった	やや安心感が高まった	変わらない	やや不安感が高まった	不安感が高まった
(ア) けがや事故	1.	2.	3.	4.	5.
(イ) 犯罪	1.	2.	3.	4.	5.
(ウ) 災害	1.	2.	3.	4.	5.

問 8. 久留米市では、災害が起こった時のために、校区内の公立小中学校やコミュニティセンター、市役所関連施設などを避難所に指定しています。次の(A)(B)について、あてはまるものを選んでください。(あてはまる番号にそれぞれ1つずつ○印)

(A). 自宅近くにある避難所の場所を知っていますか。

1. 場所を知っており、避難経路も決めている
2. 場所は知っているが、避難経路は特に決めていない
3. 場所も知らず、避難経路も決めていない

(B). **【通勤・通学をされている方にお聞きします。】**

あなたの職場や学校の近くにある避難所の場所を知っていますか。

1. 場所を知っており、避難経路も決めている
2. 場所は知っているが、避難経路は特に決めていない
3. 場所も知らず、避難経路も決めていない

問 9 (A). あなたのお住まいの地域では、住民の自主的な交通安全活動や防犯活動、見守り活動といった、安全・安心のまちづくり活動が行われていますか。

(あてはまる番号に1つだけ○印)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. よく行われている | 3. ほとんど行われていない |
| 2. ときどき行われている | 4. 行われているかどうか知らない |

(B). あなたのお住まいの地域では、校区コミュニティ組織などを母体とした自主防災組織の活動が行われていますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. よく行われている | 3. ほとんど行われていない |
| 2. ときどき行われている | 4. 行われているかどうか知らない |

問 10. あなたは、けがや事故、犯罪などを防ぐために、個人や地域で特にどのような取り組みや対策を行うことが必要だと思いますか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

1. 地域内の危険箇所や不安箇所の点検を行い、安全・安心マップを作成する
2. 登下校時の児童や、一人暮らしなどの高齢者の見守り活動を行う
3. 近隣住民とのあいさつなど、近所づきあいを良くする
4. 日頃から地域の防犯パトロールや防犯活動に積極的に参加する
5. 交通安全や転倒予防、防犯などに関する学習会を開く
6. 地震や火災、水害など災害が起きた時のために防災訓練を行う
7. 一人ひとりが注意して事故や犯罪にあわないように気をつける
8. その他 (具体的に: _____)

令和3年度 セーフコミュニティ実態調査（案）

F 1 あなたの性別は。

1. 男性 2. 女性 3. ()

F 2 あなたの年齢は。(令和2年 月1日現在)

() 歳

F 3 あなたの家(同居している方のみ)の家族構成は。

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親・子(2世代)
4. 親・子・孫(3世代) 5. その他()

F 4 あなたが同居している家族について、該当するものを選んでください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 世帯の中に就学前の子どもがいる
2. 世帯の中に小学生がいる
3. 世帯の中に中学生がいる
4. 世帯の中に1～3以外の18歳未満の人がいる
5. 世帯の中に65歳以上の人がいる
6. 世帯の中に障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)を持っている人がいる
7. 世帯に上記1～6にあてはまる人はいない

F 5 あなたのお住まいの住居形態は。

1. 持ち家(一戸建て)
2. 持ち家(集合住宅・分譲マンション)
3. 借家住宅(一戸建て)
4. 賃貸住宅(アパート、マンション)
5. 勤務先給与住宅(公務員住宅・社宅・寮など)
6. 間借り、その他()

F 6 あなたの世帯は、自治会(町内会)に加入していますか。

1. 加入している
2. 加入していない
3. わからない

F 7 あなたは、ふだん「広報くるめ」をどれくらい読んでいますか。

1. 毎号必ず読む
2. ときどき読む
3. あまり読まない
4. まったく読まない

F 8 あなたのお住まいの校区（小学校区）は。（○はひとつ）

- | | | | | | |
|--------|---------|--------|--------|-----------|---------|
| 1. 西国分 | 2. 荘島 | 3. 日吉 | 4. 篠山 | 5. 京町 | 6. 南薫 |
| 7. 鳥飼 | 8. 長門石 | 9. 小森野 | 10. 金丸 | 11. 東国分 | 12. 御井 |
| 13. 南 | 14. 合川 | 15. 山川 | 16. 上津 | 17. 高良内 | 18. 宮ノ陣 |
| 19. 山本 | 20. 草野 | 21. 安武 | 22. 荒木 | 23. 大善寺 | 24. 善導寺 |
| 25. 大橋 | 26. 青峰 | 27. 津福 | 28. 船越 | 29. 水縄 | 30. 田主丸 |
| 31. 水分 | 32. 竹野 | 33. 川会 | 34. 柴刈 | 35. 弓削 | 36. 北野 |
| 37. 大城 | 38. 金島 | 39. 城島 | 40. 下田 | 41. 江上 | 42. 青木 |
| 43. 浮島 | 44. 西牟田 | 45. 犬塚 | 46. 三瀧 | 47. わからない | |

問 1-5. ケガをした部位 (からだの場所) はどこですか。(○はひとつ)

※一番ひどく、傷の深かった部位や骨折、出血した部位を選んでください。

1. あたま (顔、目、鼻、耳、口内等) 2. 首 3. うで (手、手首、ひじ等)
 4. 肩 5. 胸部 6. 背中
 7. 腹部 8. 腰部 9. あし (足、足首、ひざ等)
 10. その他 ()

問 1-6. どのようなケガでしたか。(○はひとつ)

1. 脳挫傷・脳しんとう 2. 骨折 3. ヤケド
 4. 脱臼 5. 捻挫 6. 打撲
 7. 刺し傷・切り傷 8. すり傷・ひっかき傷 9. 中毒・誤飲
 10. その他 ()

問 2. あなたが同居している家族 (令和 3 年 4 月 2 日時点の月年齢、2 人以上いる場合は年齢が一番下の子) について、該当するものを選んでください。(○はひとつ)

1. 0～6 か月 2. 7～11 か月 3. 1 歳 4. 2 歳
 5. 3 歳 6. 4 歳 7. 5 歳 8. 6 歳
 9. 小学 1 年生未満 (未就学児) の子どもはいない

問 2 で、「1」～「8」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 3 へお進みください。

問 2-1. お子さんは第何子ですか。数字を記入してください。

第 _____ 子

問 2-2. お子さんの過去 1 年間 (令和 2 年 4 月以降) の自宅でのケガや事故の状況について、該当するものを選んでください。

	ケガや事故の経験 (○はひとつ)	医療機関受診 の有無 (○はひとつ)
(A) ベットや椅子などから転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(B) ベランダや窓の手すりを乗り越えるなどの高所からの転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(C) 階段からの転落	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(D) たばこやおもちゃなど異物の誤飲	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(E) 就寝中の窒息	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(F) 火気や熱湯、暖房器具などの接触によるヤケド	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無

(G)入浴中の溺水	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(H)廊下や浴室などでの転倒	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(I)刃物や鋭利なものによるケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(J)家具や物、人などに体をぶつけるなどの衝突	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(K)ドアや窓、家具などに挟まれたケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(L)動物や虫などに咬まれたケガ	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(M)その他 ()	1 該当する 2 該当しない	1 有 2 無
(N)ケガはしていない	1 該当する 2 該当しない	—

問 2-3. 家庭内の安全対策について、該当するものを選んでください。

	あてはまるものに ○をつけて下さ い。(○はひとつ)	あてはまるものに ○をつけて下さ い。(○はひとつ)
(A)家具の角にかぶせものをする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(B)たんすや食器棚、流し台のドアが開かないよう に固定する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(C)部屋のドアを固定し急に閉じないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(D)窓を固定し窓から出られないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(E)コンセントカバー等を使用して感電を防止する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(F)コード類は束ねてつまづかないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(G)家電等のスイッチを勝手に入れられないように する	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(H)子ども用の便座や蓋を使用してトイレの中に落 ちないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(I)浴槽の床にマット等を敷きすべらないようにす る	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない
(J)階段や段差に柵をして転落しないようにする	1 知っている 2 知らない	1 実践している 2 実践してない

2「安全・安心の取り組み」について

問3. 次の安全・安心ための取り組み状況について、該当するものを選んでください。

取り組みの内容	現在 (どちらかに○)	今後 (どちらかに○)
(A) 自宅での事故やけがの防止活動（段差の解消、家具等の衝突防止等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(B) 交通安全活動（反射材の着用、自転車乗車の際はヘルメット着用、ながら運転はしない等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(C) 児童虐待防止活動（虐待かと思ったら189へ電話、育児に悩んだら相談する、気になる子どもや困っている親に声をかける等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(D) 子どもの安全・安心のための活動（登下校の見守り、いじめの防止活動等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(E) 高齢者の安全・安心のための活動（転倒予防、高齢者の見守り、転ばない体づくり等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(F) 防犯活動（自転車はツーロック、ながらパトロール等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(G) DV防止活動（DVかと思ったら相談する等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(H) 自殺予防活動（悩みや不安はひとりで抱え込まない、身近な人の変化に気づいて声をかける等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない
(I) 防災活動（家具の転倒防止、食料などの備蓄、避難場所・避難経路の確認等）	1 取り組んでいる 2 取り組んでいない	1 取り組みたい 2 取り組みたくない

4 「児童虐待防止」について

問7. あなたは、次の行為は児童虐待にあたると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 子どもを叩いたり、蹴ったりする
2. 子どもにわいせつなものを見せる
3. 子どもの目の前で配偶者や他の家族へ暴力をふるう
4. 乳幼児を家に残して外出する
5. 家の外に締め出す
6. 子どもに食事を与えない
7. しつけと称して、押入れやクローゼットに閉じ込める
8. 体罰でしつけをする
9. 病気の子どものに必要な治療を受けさせない
10. 子どもを無視したり、拒否的な態度をとったりする

問8. あなたは、これまで児童虐待を見たり聞いたりしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 身近であったのを見た又は聞いたことがある
2. 相談されたことがある
3. テレビや新聞等のメディアで知っている
4. 全くない
5. わからない

問9. あなたは、現在18歳未満の子どもの子育てに関わっていますか。(○はひとつ)

1. よく関わっている
2. ときどき関わっている
3. ほとんど関わっていない
4. 全く関わっていない
5. わからない

問9で「1」～「3」のいずれかに回答された方にお聞きします。それ以外の方は問10へお進みください。

問9-1. あなたは、子育てに困難を感じることがありますか。(○はひとつ)

1. よくある
2. ときどきある
3. ほとんどない
4. 全くない

問9-2. あなたは、子育てに関して、相談できる人はいますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 同居中の家族
2. 他に住んでいる親族
3. 友人や知人
4. 民生委員や児童委員
5. NPOなど民間の相談機関
6. 市家庭子ども相談課など市の相談窓口
7. 県や国の相談機関
8. その他 ()
9. 相談できる人はいない

問9-3. あなたは、これまで自分が児童虐待をしているのではないかと思うことがありましたか。(○はひとつ)

1. よくあった
2. ときどきあった
3. ほとんどなかった
4. 全くなかった
5. わからない

問 10. あなたは、次の相談窓口で知っているものがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家庭子ども相談課 (婦人相談・ひとり親相談・子どもの福祉と児童虐待に関する相談)
2. こども子育てサポートセンター (妊娠期から 18 歳までの子どもと子育て家庭に関する相談)
3. 地域子育て支援センター (子育て相談)
4. 子育て交流プラザくるるん (子育て相談)
5. 結ライン (18 歳までの子どもの相談ダイヤル)
6. 男女平等推進センター (女性が抱える悩みや生き方、DV等に関する相談)
7. 保健所 (心の健康に関する悩みなどの相談)
8. 民生委員や児童委員
9. 教育委員会

問 11. あなたは、児童虐待の防止策として、何が有効だと思いますか。(あてはまるもの 3 つまで○)

1. 子育て世帯に、物心両面での支援を強化する
2. 児童相談所などの公的機関の権限を強化する
3. 虐待者の処罰 (刑罰を含む) を明らかにするとともに、厳しく処罰する
4. 虐待の疑いがある場合は関係機関に通告しやすい環境整備をする
5. 里親制度などの子どもの養育環境を整備をする
6. 小・中学校で命の大切さを学ぶ機会を作る
7. 子育て中の親への研修や啓発を推進する
8. オレンジリボン運動など虐待防止の広報啓発活動を積極的に行なう
9. その他 ()

問 19 で、「3」又は「4」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 20 へお進みください。

問 19-1. あなたは、問 20 であげた活動に参加していない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 参加する時間がない
2. 参加するきっかけが得られない
3. 身近に参加したいと思う活動や団体がない
4. 団体や活動内容に関する情報がない
5. 一緒に参加できる仲間がない
6. 会費等の支払いに負担を感じる
7. 家族や職場の理解が得られない
8. 参加したいと思わない
9. その他 ()

問 23. あなたは、DVについて次のことを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力がある
2. DVがおこる背景には、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識がある
3. DVは夫婦間だけではなく、恋人同士の間でおこる「デートDV」がある
4. 女性の約3割、男性の約2割は、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある
5. 警察が把握するDV被害者の、約9割は女性である

問 24. あなたは、久留米市で行っている啓発に伴い配布や設置しているもののうち次のものを知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. DV防止カード
2. パープルリボン
3. オレンジ&パープルツリー
4. パープルリボンキャンペーン

問 25. あなたは、久留米市で行っているDV防止や予防のための講座や広報・啓発を知っていますか。(○はひとつ)

1. 知っている
2. 知らない

問 25 で、「1」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 26 へお進みください。

問 25-1. それは何で知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 広報くるめ
2. 久留米市ホームページ
3. 男女平等推進センターの広報誌やチラシ
4. えーるピアくるめ内のポスター
5. くるめフォーラム
6. パープルリボンキャンペーン
7. その他 ()

問 26. あなたは、この5年間に自分がDVをしているのではないかと思うことがありましたか。(○はひとつ)

1. よくあった
2. ときどきあった
3. ほとんどなかった
4. 全くなかった
5. わからない

問 26 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 27 へお進みください。

問 26-1. あなたは、問 28 でお答えいただいた行為についてどう思っていますか。

(○はひとつ)

1. 何とも思わない
2. 相手が悪いから、仕方ないと思う

問 30. あなたは、家族や知人のこころの病を知ったとき、医療機関や相談窓口へ行くことを勧めますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1. 精神科医の受診を勧める | 2. 内科等のかかりつけ医の受診を勧める |
| 3. 相談窓口を勧める | 4. 勧めない |
| 5. わからない | |

問 31. あなたは、これまでの人生の中で、自殺したいと思った又は自殺未遂の経験がありますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 自殺未遂の経験がある | 2. 自殺したいと思ったことがある |
| 3. 自殺したいと思ったことがない | |

問 31 で、「1」又は「2」と回答された方にお聞きします。「3」と回答された方は、問 32 へお進みください。

問 31-1. あなたが、自殺したいと思った原因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 家庭に関する事 | 2. 健康に関する事 |
| 3. 経済的な問題に関する事 | 4. 勤務に関する事 |
| 5. 恋愛や結婚に関する事 | 6. 学校に関する事 |
| 7. その他 () | |

問 31 で、「2」と回答された方にお聞きします。それ以外の方は、問 32 へお進みください。

問 31-2. あなたが、自殺を思いとどまった要因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や友人、同僚などの身近な人に悩みを聞いてもらった
2. 医師やカウンセラーなどの心の健康に関する専門家に相談した
3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員など悩みの元となる分野の専門家に相談した
4. 自殺しようと思った原因が解決した
5. 自殺対策のチラシやポスターを見た
6. できるだけ休養をとるようにした
7. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるようにした
8. その他 ()
9. 特に何もしなかった

問 32. あなたは、「ゲートキーパー」について知っていますか。(○はひとつ)

1. ゲートキーパー研修を受けたことがあり、知っている
2. 名称を聞いたことがあり、研修を受講したいと思う
3. 名称を聞いたことがあるが、研修を受講したいとは思わない
4. 名称を聞いたことはないが、研修を受講したいと思う
4. 名称を聞いたことはなく、研修を受講したいとも思わない
5. 名称を聞いたことはなく、何かよくわからない

* 「ゲートキーパー」とは、自殺に関することを正しく理解し、自殺の恐れがある人のサインに気付いて、声をかけ相手の話に耳を傾け、適切な専門家につなぎ、見守りをする人のこと。

10 その他

問 38. 新型コロナウイルスの影響について、該当するものを選んでください。(あてはまるものすべてに○)

1. 運動不足だと感じるようになった
2. 体力が低下したと感じるようになった
3. 食生活が不健康になった
4. 医療機関（病気の治療や予防のための通院等）に行きにくくなった
5. 時間的なゆとりがなくなった
6. ストレスを感じるが増えた